

令和2年度

北谷町観光プロモーション動画制作・発信業務委託

プロポーザル実施要領

沖縄県 北谷町

令和2年7月

1. 趣旨

「令和2年度北谷町観光プロモーション動画制作・発信業務」に係る受託候補者について、公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

なお、本業務は新型コロナウイルス感染症に係る国、県及び北谷町の定める対策ガイドラインなどを勘案しつつ実施を行うものとしておりますので、新型コロナウイルス感染症の再流行など新たな事態が生じた場合、業務の実施中においても見直しを図ることもあります。

2. 業務の目的

本業務は、観光誘客における新型コロナウイルス感染症の影響から段階的に回復し、感染症収束後の反転攻勢に向けた、本町の魅力を総合的に伝える動画制作、発信するものである。

動画は、インターネットやメディア等で公開するほか、各種プロモーションの機会において戦略的に活用を図り、旅行潜在者の旅行マインドを高揚し、地域観光再活性化を促し安定的な誘客につなげていくことを目的とする。

3. 業務内容

(1) 業務名

「令和2年度北谷町観光プロモーション動画制作・発信業務委託」

(2) 仕様

別添「令和2年度北谷町観光プロモーション動画制作・発信業務委託仕様書」のとおり

※業務仕様書の内容は現時点の予定であり、今後打合せの中で変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

(4) 提案上限額

3,500千円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 選定方法

本業務に対する考え方や具体的な取り組み方針、実施方法及び実施体制等の提案内容を比較検討し、公募型企画提案（プロポーザル）方式により事業者を選定する。

4. 参加要件

次に掲げる参加要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 北谷町暴力団排除に関する条例第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当していない者であること。
- (6) 本町の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、本町から指名停止を受けている期間で

ないこと。

- (7) 日本国内に本店又は支店を有する法人であること。
- (8) 法人設立後3年以上が経過し、直近3年分の財務諸表が提出できる者であること。
- (9) 本業務と同種・同等の業務にかかる契約を履行した実績があること。
- (10) 業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (11) 複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、幹事企業を選定すること。

5. 参加表明書の提出（必須）

参加要件を満たし、本プロポーザルに参加する意思のあるものは、以下により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）1部

イ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（第2号様式）1部

ウ 会社概要（任意様式）※以下を添付すること。各1部

(ア) 法人登記簿謄本（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内）【写し可】

(イ) 市町村税及び国税に係る納税証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内）【写し可】

(ウ) 印鑑証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内）

(エ) 直近3年分の財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）

(2) 提出期限

令和2年7月17日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

持参又は書留郵便による郵送。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、午前12時から午後1時までを除く。郵送による場合は提出期限までの必着とする。

(4) 資格審査

審査の結果は書面により通知する。

(5) 留意事項

提出期限までに参加表明書等を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できないものとする。

6. 企画提案書等の提出（必須）

本プロポーザル参加者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類 ※イ以降は任意様式とし、原則A4版とする。

ア 企画提案届（第4号様式）

イ 企画提案書

ウ 業務工程表

エ 見積書（税抜き金額を記入）※積算根拠が分かる資料含む。

オ 同種・同等業務の履行実績一覧 ※動画等の記録媒体は任意提出

(2) 提出期限

令和2年7月30日(木)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は書留郵便による郵送。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、午前12時から午後1時を除く。郵送による場合は提出期限までの必着とする。

(4) 提出部数

製本(ファイル等で綴じる)して10部

(5) 留意事項

- ア 提案書に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 企画提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- エ 企画提案書等は、選定作業に必要な範囲内において複製することがある。

7. 参加表明書等における質問及び回答

参加表明書等の提出に関する質問は、FAX又はEメールによるものとする。

(1) 提出書類

質問書(第3号様式)

(2) 回答方法

すべての質問をとりまとめ、一括して回答する。

8. 提案内容審査(プレゼンテーション)

企画提案の審査は、別途設置する「北谷町観光プロモーション動画制作・発信業務委託に関するプロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行うものとする。

(1) プレゼンテーション

ア 日時

令和2年8月4日(火) 予定

時間・場所については別途通知する。プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 実施方法

- (ア) 15分以内の説明の後、10分程度の質疑応答を行う。
- (イ) 参加者側の出席者は3名以内とする。
- (ウ) プレゼンテーションに際し、資料や映像の投影を可とする。スクリーンとプロジェクターは町が設置するが、パソコンは参加者が準備すること。
- (エ) 説明に際して用いることが出来る資料は、提出した企画提案書のみとする。

(2) 審査

審査委員会において審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者と次順位交渉権者として決定し、参加者へ通知する。なお、審査内容や結果に対する質問、意義については一切受け付けない。また、すべての企画提案書を評価した結果、候補者を選定しない場合がある。

(3) 選定結果の通知

本プロポーザル参加者に対し、別途選定結果を通知する。

(4) 優先交渉権者との協議

町は、優先交渉権者と、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、町は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。

(5) 契約締結

町と優先交渉権者は、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

(6) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 参加要件のいずれかを満たさなくなった場合
- エ 見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- カ その他、本業務の遂行に相応しくないと認められた場合

9. スケジュール (予定)

内容	日時
募集開始及び質問受付	令和2年7月8日(水)
質問の受付期限	令和2年7月14日(火)午後5時まで
質問の回答	令和2年7月15日(水)
参加表明書提出期間	令和2年7月8日(水) ～令和2年7月17日(金)午後5時まで
参加表明の審査結果通知	令和2年7月21日(火)
企画提案書等提出期間	令和2年7月21日(火) ～令和2年7月30日(木)午後5時まで
提案内容審査(プレゼンテーション)	令和2年8月4日(火)
審査結果通知	令和2年8月7日(金)

10. その他

(1) 提出書類の取り扱い

提出された参加表明書及び企画提案書等の書類は返却しない。

(2) 参加に係る費用の負担

本プロポーザルへの参加、資料の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

ア 参加表明書提出後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（第5号様式）を提出すること。

イ 本要領に定めのない事項については、町及び審査委員会等において協議し、決定するものとする。

(4) 参加表明者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

1 1. 問合せ及び書類の提出先

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町建設経済部 観光課 観光係 担当：知念

電話：098-982-7714（直通）

FAX：098-926-2174

Eメール：yuki_t@chatan.jp